令和８年第６回

美幌町農業委員会総会議事録

令和８年９月２５日　１日間　第全号

美　幌　町　農　業　委　員　会

１．開催日時　令和８年９月２５日（金）　午後１時３０分から午後２時２２分

２．開催場所　美幌町議会議事堂

３．出席委員は次のとおりである。（１７人）

	１番	瀬尾和義 君		２番	田中康弘 君
職務代理	４番	鳥井　隆 君	農地部会長	５番	高柳博樹 君
	６番	川尻眞幸 君		８番	松浦　健 君
振興副部会長	９番	川原直人 君		１０番	横山直子 君
	１１番	酒井祐二 君		１２番	中村寿恵子 君
	１４番	大屋秀和 君	農地副部会長	１５番	大前真幸 君
	１６番	飯島優浩 君		１７番	安藤尚浩 君
振興部会長	１８番	武田　透 君		１９番	溜井義彦 君
会　　長	２０番	梅津幸一 君			

４．農業委員会事務局職員は次のとおりである。（５人）

事務局長	水上修一 君	主査	山内慶治 君
主事	龍瀧宗良 君	主事	佐保竣太郎 君
臨時筆生	寺田裕子 君		

議　事　日　程

令和８年第６回　美幌町農業委員会総会
令和８年９月２５日　午後１時３０分開会

日　程　第　１		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日　程　第　２		諸般の報告について
日　程　第　３		会期の決定について
日　程　第　４		会務報告について
日　程　第　５	報告第　８　号	農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日　程　第　６	議案第２０号	農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日　程　第　７	議案第２１号	農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について
日　程　第　８	議案第２２号	農地法第３条の規定による許可申請について
日　程　第　９	議案第２３号	現況証明願について
日　程　第１０	議案第２４号	農業経営基盤強化促進法第２２条第１項の規定による農用地の買入協議要請について

会　　長	ご苦労様です。
局　　長	本日の出席委員は１７名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和８年第６回美幌町農業委員会総会を開会いたします。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第１０条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては梅津会長にお願いいたします。
議　　長	これより、議事に入ります。
議　　長	日程第１、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第２１条の規定により議長において指名いたします。議事録署名委員は議席番号１１番　酒井委員、同じく議席番号１２番　中村委員を指名いたします。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、龍瀧主事、佐保主事を指名いたします。
議　　長	日程第２、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局　　長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告１件、議案５件となっております。朗読につきましては省略させて頂きます。なお、議席番号３番　小谷委員、議席番号１３番　川尻良子委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議　　長	日程第３、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日１日間といたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （「異議なし」の声 ）
議　　長	ご異議なしと認め、会期は本日１日間と決定をいたします。
議　　長	日程第４、「会務報告について」は議案２ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議　　長	何かご質問はございませんか。 （「なし」の声 ）
議　　長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定いたします。
議　　長	日程第５、報告第８号「農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告ついて」を議題といたします。
事　務　局	今月の農地法第６条第１項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案３頁から４頁の６法人でございます。 【　議案により説明　】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告いたします。よろしくお願いいたします。
議　　長	ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、報告第８号「農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定いたします。

議　　長　　日程第６、議案第２０号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。
内容番号６号から７号は関連がございますので一括上程いたします。

事　務　局　　内容番号６号から７号についてご説明いたします。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地及び農地法第３条で賃貸していた農地について、賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。内容番号６号　賃貸人は○○の○○さん、賃借人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は豊岡○○番○他計８筆、面積は合計○○㎡で土地明細につきましては議案７頁をご覧願います。契約期間は令和２年１１月２６日から令和１２年１１月３０日までの１０年間、合意解約年月日は令和８年９月１日、土地引渡日は令和８年９月１日でございます。内容番号７号。賃貸人は○○の○○さん、賃借人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は豊岡○○番○計１筆、面積は合計○○㎡でございます。契約期間は令和２年１２月４日から令和１２年１２月３日までの１０年間、合意解約年月日は令和８年９月１日、土地引渡日は令和８年９月１日でございます。以上、２件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第１８条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号６号から７号は適当と認めます。
内容番号８号。

事　務　局　　内容番号８号についてご説明いたします。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について貸付人の希望により、合意解約するものでございます。賃貸人は○○の○○さん、賃借人は○○の○○さん、土地の所在地は田中○○番○他計３筆、面積は合計○○㎡でございます。契約期間は令和３年１２月２２日から令和８年１２月３１日までの５年間、合意解約年月日は令和８年８月２４日、土地引渡日は令和８年８月２４日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第１８条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号８号は適当と認めます。
議案第２０号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定をいたします。

議　　長　　日程第７、議案第２１号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。
内容番号３６号。

事　務　局　　議案第２１号　農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の内容につきましては売買が３件、賃貸が１０件となっております。それでは内容番号３６号についてご説明いたします。内容番号３６号　参考資料は２頁をご覧願います。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は報徳○○番○他計１０筆、面積は合計○○㎡、土地明細につきましては議案１４頁をご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和８年１０月９日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

１９　番　　内容番号３６号については只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが農業公社に売買した農地を○○が５年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。○○は構成員○人で小麦、馬鈴薯、甜菜、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号３６号は適当と認めます。
内容番号３７号。

事　務　局　　内容番号３７号についてご説明いたします。参考資料は３頁をご覧願います。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は日並○○番○他計２筆、面積は合計○○㎡で、売買価格は議案記載のとおりで認可公告日は令和８年１０月９日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

１６　番　　内容番号３７号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが５年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。○○さんは家族２人で小麦、馬鈴薯、甜菜、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号３７号は適当と認めます。
内容番号３８号。

事　務　局　　内容番号３８号についてご説明いたします。参考資料は４頁をご覧願います。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は美富○○番○他計８筆、面積は合計○○㎡で、土地明細につきましては議案１４頁をご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和８年１０月９日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

１　　番　　内容番号３８号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが５年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。○○さんは家族２人でブロッコリー、アスパラ、馬鈴薯、

さつまいも、スイートコーンを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号３８号は適当と認めます。
内容番号３９号から４０号は関連がございますので一括上程いたします。

事 務 局　　内容番号３９号から４０号についてご説明いたします。参考資料は５頁をご覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号３９号　利用権の設定をする者は○○の○○さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号４０号　利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。内容番号３９号と４０号に係る土地の所在地は都橋○○番○他計６筆、面積は合計○○㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、貸付期間は認可公告日の令和８年１０月９日から令和１３年１０月３１日までの５年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１９条第４項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

８　　番　　内容番号３９号から４０号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが所有している農地を賃貸することになり、あっせん調整の結果、農業公社を経由して○○さんに賃貸するものです。○○さんは家族５人で小麦、甜菜、玉葱、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号３９号から４０号は適当と認めます。
内容番号４１号から４３号は関連がございますので一括上程いたします。

事 務 局　　内容番号４１号から４３号についてご説明いたします。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。参考資料は６頁をご覧願います。内容番号４１号　利用権の設定をする者は○○の○○さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は都橋○○番○番他計２筆、面積は合計○○㎡でございます。内容番号４２号　利用権の設定をする者は○○の○○さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は都橋○○番○、面積は○○㎡でございます。内容番号４３号　利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は都橋○○番○他計３筆、面積は合計○○㎡でございます。内容番号４１号から４３号に係る賃貸借料は議案記載で貸付期間は認可公告日の令和８年１０月９日から令和１３年１０月３１日までの５年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１９条第４項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

８　　番　　内容番号４１号から４３号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。○○さんは家族３人で畑作三品、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号４１号から４３号は適当と認めます。
内容番号４４号から４６号は関連がございますので一括上程いたします。

事 務 局　　内容番号４４号から４６号についてご説明いたします。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。参考資料は７頁をご覧願います。内容番号４４号　利用権の設定をする者は○○の○○さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は稲美○○番○番他計４筆、面積は合計○○㎡でございます。内容番号４５号　利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は稲美○○番○他計２筆、面積は合計○○㎡でございます。内容番号４６号　利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は稲美○○番○他計２筆、面積は合計○○㎡でございます。内容番号４４号から４６号に係る賃貸借料は議案記載のとおりで貸付期間は認可公告日の令和８年１０月９日から令和１８年１０月３１日までの１０年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１９条第４項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

６　　番　　内容番号４４号から４６号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。○○さんは家族３人で小麦、大豆、人参を作付けし、○○さんは家族３人で小麦、金時、人参、アスパラを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号４４号から４６号は適当と認めます。
内容番号４７号から４８号は関連がございますので一括上程いたします。

事 務 局　　内容番号４７号から４８号についてご説明いたします。参考資料は８頁をご覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号４７号　利用権の設定をする者は○○の○○さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号４８号　利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。内容番号４７号及び４８号に係る土地の所在地は古梅○○番○他計８筆、面積は合計○○㎡で土地明細につきましては議案１４頁から１５頁をご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで、貸付期間は認可公告日の令和８年１０月９日から令和１３年１０月３１日までの５年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１９条第４項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

５　　番　　内容番号４７号から４８号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが所有している農地を賃貸することになり、あっせん調整の結果、農業公社を経由して○○さんに賃貸するものです。○○さんは家族３人で小麦、豆類、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長	ご異議なしと認め、内容番号４７号から４８号は適当と認めます。 議案第２１号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」は、承認することに決定をいたします。
議　　長	日程第８、議案第２２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 内容番号１２号。
事　務　局	今月の案件は１１件で内容につきましては賃貸借が２件、使用貸借が２件、売買が７件でございます。それでは内容番号１２号についてご説明いたします。参考資料は１０頁をご覧願います。本件は賃貸借案件でございます。貸付人は○○の○○さん、借受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は美禽○○番○他計３筆、面積は合計○○㎡で申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から１０年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料１１頁の調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
９　　番	内容番号１２号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが所有する農地を○○の○○さんに賃貸するものです。○○さんは小麦、芋、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを９月９日、大前委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。
議　　長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声 ）
議　　長	ご異議なしと認め、内容番号１２号は適当と認めます。 内容番号１３号。
事　務　局	内容番号１３号　参考資料は１２頁をご覧願います。本件は賃貸借案件でございます。貸付人は○○の○○さん、借受人は同じく○○の○○さんでございます。土地の所在地は豊岡○○番○内計１筆、面積は合計○○㎡で、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から１０年間、賃貸料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料１３頁の調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
１５　番	内容番号１３号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが所有する農地を○○さんに賃貸するものです。○○さんは小麦、馬鈴薯、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを９月３日、川原委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。
議　　長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声 ）
議　　長	ご異議なしと認め、内容番号１３号は適当と認めます。 内容番号１４号から１５号は関連がございますので一括上程いたします。

事　務　局　　内容番号１４号から１５号についてご説明いたします。参考資料は１４頁をご覧願います。内容番号１４号　本件は売買案件でございます。譲渡人は○○の○○さん、譲受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は豊岡○○番○他計１２筆、面積は○○㎡で、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。内容番号１５号　本件は売買案件でございます。譲渡人は○○の○○さん、譲受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は豊岡○○番○計１筆、面積は○○㎡で、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。参考資料１５頁及び１６頁の調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

１５　番　　内容番号１４号及び１５号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんと○○さんが所有する農地を○○の○○さんに売買するものです。○○さんは法人化され、水稲、馬鈴薯、甜菜、小麦を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを９月３日、川原委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号１４号から１５号は適当と認めます。
内容番号１６号から１７号は関連がございますので一括上程いたします。

事　務　局　　内容番号１６号から１７号についてご説明いたします。参考資料は１７頁から１８頁をご覧願います。内容番号１６号　本件は売買案件でございます。譲渡人は○○の○○さん、譲受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は昭野○○番○他計９筆、面積は○○㎡で、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。内容番号１７号　本件は売買案件でございます。譲渡人は○○の○○さん、譲受人は同じく○○の○○さんでございます。土地の所在地は昭野○○番２計１筆、面積は○○㎡で申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。参考資料１９頁及び２０頁の調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

４　　番　　内容番号１６号及び１７号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は○○さんと○○さんが所有する農地を○○さんに売買するものです。○○さんは玉葱、アスパラを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを９月３日、川尻委員と小谷委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号１６号から１７号は適当と認めます。
内容番号１８号。

事　務　局　　内容番号１８号についてご説明いたします。参考資料は２１頁をご覧願います。内容番号１８号　本件は売買案件でございます。譲渡人は美幌町、譲受人は○○の○○でご

ざいます。土地の所在地は田中〇〇番他計４筆、面積は〇〇㎡で、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。参考資料２２頁の調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・地域との関係も問題がなく、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

１６　番　　内容番号１８号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は美幌町が所有する農地を〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは法人化され、小麦、馬鈴薯、甜菜、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを９月９日、大屋委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号１８号は適当と認めます。
内容番号１９号。

事　務　局　　内容番号１９号についてご説明いたします。参考資料は２３頁をご覧願います。本件は売買案件でございます。譲渡人は美幌町、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は駒生〇〇番〇、面積は〇〇㎡で申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。参考資料２４頁の調査表にあるとおり、取得後、全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

８　　番　　内容番号１９号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は美幌町が所有する農地を〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは法人化され、酪農を営んでいるほか、小麦、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでお願いします。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを９月３日、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号１９号は適当と認めます。
内容番号２０号から２１号は関連がございますので一括上程いたします。

事　務　局　　内容番号２０号から２１号についてご説明いたします。参考資料は２５頁をご覧願います。本件は使用貸借案件でございます。内容番号２０号　貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は豊富〇〇番〇他計２５筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案２２頁から２３頁をご覧願います。内容番号２１号　貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は古梅〇〇番〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号２０号から２１号に係る申請理由は使用貸借、貸付期間は許可日から１０年間で権利の種別は使用貸借権でございます。参考資料２６頁から２７頁の調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

５　　番	内容番号２０号から２１号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さん、○○さんが息子の○○さんに使用貸借するものです。○○さんは小麦、豆類、甜菜、さつまいもを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを９月３日、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。
議　　長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声 ）
議　　長	ご異議なしと認め、内容番号２０号から２１号は適当と認めます。内容番号２２号。なお、内容番号２２号につきましては○○委員のご家族が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定に基づき、「議事参与の制限」により、○○委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願いいたします。 （　○○委員　退席　）
事　務　局	内容番号２２号についてご説明いたします。参考資料は２８頁をご覧願います。本件は売買案件でございます。譲渡人は○○の○○さん、譲受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は野崎○○番○、面積は○○㎡で申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。参考資料２９頁の調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
１０　番	内容番号２２号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は仙頭さんが所有する農地を○○さんに売買するものです。○○さんは家族３人で玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを８月２５日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。
議　　長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声 ）
議　　長	ご異議なしと認め、内容番号２２号は適当と認めます。 （　○○委員　入席　）
議　　長	議案第２２号「農地法第３条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。
議　　長	日程第９、議案第２３号「現況証明願について」を議題といたします。 内容番号７号。
事　務　局	内容番号７号についてご説明いたします。参考資料は３１頁をご覧願います。所有者及び願出人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は豊岡○○番○計１筆、面積は○○㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
１５　番	内容番号７号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は現在、雑種地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを９月９日、川原委員、川尻委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願

いします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号７号は適当と認めます。
内容番号８号。

事 務 局　　内容番号８号についてご説明いたします。参考資料は３２頁をご覧願います。所有者及び願出人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は報徳○○番○他計２筆、面積は○○㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

１９　番　　内容番号８号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は現在、雑種地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを９月９日、田中委員、酒井委員とわたくしで、確認しておりますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号８号は適当と認めます。
議案第２３号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。

議　　長　　日程第１０、議案第２４号「農業経営基盤強化促進法第２２条第１項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題といたします。
内容番号３号。

事 務 局　　内容番号３号についてご説明いたします。参考資料は３４頁をご覧願います。申出者は○○の○○さん、申請地は古梅○○番○他計６筆、面積は合計○○㎡で利用調整の経過につきましては申出日が令和８年９月１日、利用調整を行った時期が令和８年９月１日から令和８年９月１５日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号３号は適当と認めます。
議案第２４号「農業経営基盤強化促進法第２２条第１項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定いたします。

議　　長　　以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして第６回美幌町農業委員会総会を閉会いたします。

事 務 局　　ご苦労様でした。

閉会　午後２時２２分

令和８年９月２５日開催の第６回美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会会議規則第２２条第２項の規定により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員